

## 令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」

### インターネット等（親子）学習会に対する特別助成事業実施要領

#### （事業目的）

第1条 携帯電話やスマートフォン、パソコン等のインターネットを利用した犯罪やトラブルに巻き込まれる青少年が増えている。また、ネットいじめによる自殺や不登校、隠れ近視及び睡眠不足による体調不良など青少年の健康問題も大きな課題になっている。

このため、青少年をネットトラブルから守る手立て、及び健康への影響などについての学習会の実施を支援し、地域におけるインターネット利用対策の充実を図る。

#### （助成対象経費）

第2条 学習会の実施に係る助成額、対象経費は次のとおりとし、予算の範囲内で助成することとする。

- (1) 助成額「定額」 1回につき総額 20,000 円を限度（千円未満は切り捨て）
- (2) 対象経費 講師謝金及び旅費、並びに会場使用料

#### （助成対象者）

第3条 助成を申請できる団体は幼稚園・保育園の保護者会、小・中・高等学校のPTA、青少年団体、自治会、婦人会、子育てグループ等の各種団体で政治活動や宗教活動、営利活動を目的としない学習会（研修会を含む。）であること。

2 参加者が10名以上であること。

#### （助成対象期間）

第4条 助成対象期間は、令和4年4月1日（金） から 令和5年3月31日（金）までとする。

#### （助成申請）

第5条 学習会実施に当たり助成を申請しようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）を公益財団法人兵庫県青少年本部理事長（以下「理事長」という。）に学習会実施の原則1ヶ月前までに提出するものとする。

#### （助成決定及び通知）

第6条 理事長は、申請内容を審査の上、適当と認められるものについては助成を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 助成金交付決定通知後の額の増額変更は認めない。

#### （助成決定内容の変更申請、中止又は廃止申請）

第7条 当該助成金の交付決定を受けた団体は、助成金交付決定内容に変更（軽微な変更を除く）が生じた場合は、助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、助成金交付決定学習会を中止又は廃止する場合は、助成金交付決定学習会中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

**(助成決定内容の変更承認、中止又は廃止承認)**

第8条 理事長は、当該助成金の交付決定を受けた団体からの助成決定内容の変更申請、中止又は廃止申請を承認すべきものと認めたときは、その旨を助成金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）、又は助成金交付決定学習会中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知する。

**(実績報告)**

第9条 実施団体は、学習会終了後1ヶ月以内、又は令和5年4月20日（木）のいずれか早い期日までに助成事業実績報告書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

**(助成金の請求)**

第10条 実施団体は、前条の助成事業実績報告書と併せて助成金請求書（様式第8号）を理事長に提出する。理事長は実施団体から提出される助成金請求書により助成金を交付する。

**(その他)**

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この要領は、令和4年2月24日から施行する。